

## 会社が裁判所に提出した『仕業検査手順書』は、 社員に配布されていない 別の『仕業検査手順書』だった！！

会社は大阪地方裁判所に、共同ボーナスカット本人訴訟裁判（原告 山口、田川、島津、渡邊）の平成28年2月19日付の証拠として、名古屋車両所の『仕業検査手順書』を提出してきました。しかし、会社が裁判所に証拠として提出した『仕業検査手順書』は、名古屋車両所の社員に配付していない、別の『仕業検査手順書』だったことが明らかになりました。

また、詰所に置かれていた当時の『仕業検査手順書』は、会社が『仕業検査手順書』を裁判所に証拠として提出して以降に、撤去されて無くなっています。

会社は、この裁判の中で『仕業検査手順書』について「仕業検査の標準化で定められた一つ一つの検査手順は、過去に発生した事故などの苦い経験を踏まえ、検査の確実性及び信頼性の向上を目的に・・・定められた検査手順通り漏れなく確実に検査を行うこと・・・社員に配布して・・・仕業検査標準化マニュアルに則って仕業検査を行うよう指導・教育している」と言っていますが、会社の『仕業検査手順書』の内容が違っていても良いということなのでしょうか？

## 会社が証拠として提出した『仕業検査手順書』と、 当時に社員が使っていた『仕業検査手順書』の 検査手順の違いは、以下の通りです。

- ◎「仕業検査手順書<700系>」（平成25年4月1日）（乙C第1号証）。  
18頁までなのに、実際は19頁まである。
- ◎「仕業検査手順書<N700系1000番代>」（平成25年4月1日）（乙C第3号証の1）。
  - ①表紙が「N700系1000番代」になっているが、実際の表紙は「N700系1000・2000番代」となっていた。
  - ②【パンタグラフ「下降」】及び【パンタグラフ「上昇」】の指差喚呼等で、\*パン下げスイッチ「押し」が、実際はパン下げ「押し」となっていた。
  - ③（3）台車部検査の（C）軸箱関係（1軸目）と（3軸目）、「ウ. 軸バネダンパ」と記載されているが、実際は「ウ. 軸ダンパ」となっていた。
  - ④同じく、（C）軸箱関係（1軸目）と（3軸目）、「エ. コイルバネ」と記載されているが、実際は「エ. 軸バネ」となっていた。

チェックされている私たち社員は大変です！！ みなさんどう思いますか？